

【シンガポール】出入国管理法の改正

海外立法情報課 日野 智豪

* 2023年10月20日、出入国審査の円滑化・デジタル化、出入国管理制度の強化、出入国地の管理強化、永住権取得者等に対する管理強化を目的に、出入国管理法が改正された。

1 法改正の背景・経緯

1959年5月1日に施行された1959年出入国管理法¹（全6章62か条附則1編）は、シンガポールへの出入国を規制する主要な法律である。出入国管理法は、これまでに13回改正されており、直近では2018年2月7日に改正された。

近年、アフターコロナにおける旅行者の増加により、出入国管理制度を用いて効率的に旅客を管理する必要性が生じており、また、テロ、感染症の流行等、安全保障上の脅威に関して、乗客・乗員情報を事前に収集し、シンガポールにとって好ましくない外国人に対して入国制限を課す等、政府が入国管理制度を更に強化する必要性が生じている²。

このような状況を受け、2023年8月2日、①出入国審査の円滑化・デジタル化、②出入国管理制度の強化、③出入国地の管理強化、④永住権取得者等に対する管理強化を目的とした出入国管理（改正）法案が、シンガポール議会に提出された。同法案は同年9月18日に可決され、同年10月20日、ターマン・シャンムガラトナム（Tharman Shanmugaratnam）大統領の署名を経て、全83か条から成る2023年出入国管理（改正）法³が制定され、同月30日に公布された（2024年3月12日現在、未施行）。

2 出入国管理（改正）法の内容

(1) 出入国審査の円滑化・デジタル化

現行法では、シンガポールに出入国する者にパスポートの提示が義務付けられている（第5A条）。改正法では、第5A条を見直し、出入国時に自動身元確認システム（automated clearance system）⁴が新たに導入された。このシステムの導入により、国民、永住権取得者、長期査証取得者を含む居住者は、パスポートを提示することなく、生体認証により自動化された出入国管理カウンターを通過することができるようになる。また、外国人旅行者は、シンガポール入国

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。

¹ Immigration Act 1959. <<https://sso.agc.gov.sg/Act/IA1959>>

² “Second Reading of the Immigration (Amendment) Bill – Speech by Mrs Josephine Teo, Minister for Communications and Information & Second Minister for Home Affairs,” 2023.9.18. Ministry of Home Affairs website <<https://www.mha.gov.sg/mediaroom/parliamentary/second-reading-of-the-immigration-amendment-bill/>>

³ Immigration (Amendment) Act 2023 (No.31 of 2023) <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/31-2023/Published/20231030?DocDate=20231030>>

⁴ 改正法では、システムに登録された者の出入国審査を行うための自動身元確認処理システムと定義される。具体的には生体認証（biometrics）を利用し、乗客のID、行き先等の情報が組み込まれた固有の認証システムの構築が想定されている。生体認証の導入により、手荷物の預入れから出入国審査、搭乗に至るまで、自動化された出入国管理カウンターで本人確認ができるようになる。“Amendments to the Immigration Act to Support ICA’s Digitalisation Initiatives and to Enhance Border Security,” 2023.8.2. Ministry of Home Affairs website <<https://www.mha.gov.sg/mediaroom/press-releases/amendments-to-the-immigration-act-to-support-ica-digitalisation-initiatives-and-to-enhance-border-security/>>

時にパスポートを提示しなければならないが、出国時にはパスポートの提示が不要となる⁵。

(2) 出入国管理制度の強化

- ① **バス運行に関わる者による乗客・乗務員の情報及び陸路で出入国予定の個人による情報提供義務**：現行法では、シンガポールに入国、出国又は出国予定の輸送事業者（船舶、航空機及び列車）は、出入国管理庁（Immigration & Checkpoints Authority）又は出入国審査官（immigration officer）に乗客名簿、乗務員名簿等の情報を事前に提出することが義務付けられている（第 22 条等）。改正法では、入国審査官から要求された場合、上記輸送事業者に加えて、バス運行に関わる者が、乗客・乗務員の情報を提供することも義務付けられた（第 23C、第 23D 条の新設）。また、陸路で出入国を予定している個人⁶に対して、自身の情報を出入国管理官（Controller）に提供することも義務付けられた（第 23F 条の新設）。
- ② **公衆衛生を理由とする外国人の入国禁止命令**：現行法では、内務大臣に対して公共の安全を理由として、外国人の入国を禁止し、又は入国者数・入国期間を制限する命令を発出する権限が付与されている（第 9 条）。改正法では、第 9 条を見直し、公共の安全に加えて、公衆衛生を理由とする外国人の入国禁止令を発出する権限が、内務大臣に付与された。
- ③ **搭乗禁止指令**：改正法では、内務大臣から任命された出入国管理官は、入国する者が乗客であるか、乗務員であるか、また、シンガポールへの入国が目的か、通過が目的かを問わず、入国、再入国等を禁止する命令を出された者等が当該者の出国地で輸送機関に搭乗してはならない旨の指令（搭乗禁止指令）を当該者に発出することができる（第 9AA 条の新設）と規定された。

(3) 出入国地の管理強化

- ① **出入国に関連しない特定の犯罪について、出入国管理官に付与された新たな権限**：現行法では、出入国に関連した犯罪について、出入国審査官に対して、犯罪に関与した者、車両等を捜索する権限が付与されている（第 51 条）。改正法では、出入国に関連しない特定の犯罪に関与した者を逮捕し、また、盗難車両等であると考えられる車両を押収し、24 時間以内の範囲で保管する権限が付与された（第 51AB 条～第 51AE 条の新設）。
- ② **出入国地での出入国審査官の権限拡大**：現行法では、シンガポールに出入国する者の審査逃れを防止するため、出入国審査官には、船舶、航空機、列車で出入国する乗客・乗務員に合理的に必要な指示を与える権限が付与されている（第 30 条）。改正法では、第 30 条を見直し、全ての出入国地で、全ての入国者又は出国者に指示を与える権限が付与された。
- ③ **児童の国外への連れ去りを防止し、一時的に留め置く権限**：改正法では、裁判所命令により連れ去りを禁止された児童が国外に連れ去られることを防止すること等を目的に、出入国審査官に対し、保護者又は警察官が当該児童を保護することができるようになるまで収容施設内で当該児童を一時的に留め置く権限が付与された（第 5AA 条の新設）。

(4) 永住権取得者等に対する管理強化

改正法では、シンガポール滞在に影響を及ぼす出入国管理官の決定（永住権取得資格の条件変更等）に対して、外国人が内務大臣に不服申立てを行う権利規定（第 8 条等）が削除された。

⁵ Christine Tan, “To Keep Undesirable Away from S’pore, ICA Could Ask for Advance Bus Passengers Information,” *The Straits Times*, 2023.8.2. <<https://www.straitstimes.com/singapore/politics/to-keep-undesirable-travellers-away-from-s-pore-ica-could-ask-for-advance-bus-passenger-information>>

⁶ 自家用車、トラック、オートバイ等の陸上輸送手段及び徒歩により陸上検問所を通過する個人が想定されている。
op.cit.(2)